

道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる協議が調っていること
の証明書

令和5年7月27日に開催した松田町地域公共交通会議において、下記事項に関して協議が調ったことを証明する。

記

1. 協議が調っている運行系統

区域運行とし、乗降ポイントを設定し、利用者から事前予約があった場合に運行する乗合方式のデマンド交通とする。

乗降ポイントは、関係者で協議のうえ、地域の実情に合わせて設定する。

2. 協議が調っている区域設定

松田町全域及び大井町の一部区域

3. 協議が調っている運賃（料金）の種類、額、及び適用方法

料金体系	対象者	使用回数	金額（税込）
会員制 定期券 (月額)	同一世帯員全員	無制限	1ヶ月／ 6,000円
			3ヶ月／17,100円
			6ヶ月／32,400円
	1名（小学生以上）	無制限	1ヶ月／ 4,500円
			3ヶ月／12,825円
			6ヶ月／24,300円
	1名（小学生以上）	30回	1ヶ月／ 3,000円
			3ヶ月／ 8,550円
			6ヶ月／16,200円
	1名（65歳以上）	無制限	1ヶ月／ 3,000円
			3ヶ月／ 8,550円
			6ヶ月／16,200円

料金体系	対象者	使用回数	金額（税込）
非会員制 乗車券	非会員（大人）	1回（片道）	300円
	非会員（小学生）	1回（片道）	100円
	非会員（未就学児）	1回（片道）	0円
	障がい者	1回（片道）	100円
	介護者 （障がい者1名につき1人まで）	1回（片道）	100円

4. 適用する機関又は区間その他の条件を付す場合には、その条件

適用期間	令和5年10月1日から令和8年9月30日
運行日	年末年始を除く毎日
運行時間	午前6時30分～午後10時00分
使用車両	ワンボックス車両（乗車定員（運転手除く8名）） （車両総重量5t以下であって乗車定員23人以下の自動車につき、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」における移動等円滑化基準の適用除外がされた自動車）
車両台数	4台
運行主体	富士急湘南バス株式会社 株式会社丹沢交通 松田合同自動車株式会社

令和 5年 7月27日
松田町地域公共交通会議
会長 古 舘 信 生

以上